

ベビーシッター派遣事業割引券等取扱事業者に係る審査判定基準

ベビーシッター派遣事業（以下「事業」という。）実施要領第5の（9）の③の規定に基づき、公益社団法人全国保育サービス協会（以下「協会」という。）は、ベビーシッター派遣事業割引券等取扱事業者審査委員会（以下「審査委員会」という。）における審査判定基準を次のとおり定める。

本審査判定基準における定義は、次のとおりとする。

(1) ベビーシッター事業とは、請負業として保護者等の委託を受けてその居宅等において在宅保育サービスを行うことをいい、ベビーシッター事業者とは、これを行う法人のことをいう。

(2) 割引券の対象となるサービス（以下「サービス」という。）は、ベビーシッター事業者が提供するサービスのうち、乳幼児又は小学校3年生までの児童、その他健全育成上の世話を必要とする次のアからウのいずれかに該当する小学校6年生までの児童（以下「乳幼児等」という。）の家庭内における保育や世話及びベビーシッターによる保育所等や認可外保育施設（以下「保育等施設」という。）への送迎を行うことをいう。

ア 「身体障害者福祉法」（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定に基づき身体障害者手帳の交付を受けている場合

イ 「療育手帳制度について」（昭和48年9月27日厚生省発児第156号通知）に基づき療育手帳の交付を受けている場合

ウ その他、地方公共団体が実施する障害児施策の対象となるなど、ア、イのいずれかと同等程度の障害を有すると認められた場合

ただし、（6）③の括弧書きに定める「職場への復帰」のためにサービスを利用する場合、義務教育就学前の児童の育児のための利用を対象とする。

(3) (2)に規定する保育等施設への送迎は、原則として家庭内における保育等のサービスに必要な送迎であって、次のアからエの規定を充たす場合にのみ割引券の対象とする。

ア 家庭と保育等施設との間の送迎であって、保育等施設間の送迎ではないこと。

イ 同一家庭以外の複数の乳幼児等を同時に送迎するものでないこと。

ウ 送迎の間の行程や乳幼児等の様子について、ベビーシッターが保育記録として記載しており、それにより保護者に報告していること。

エ ベビーシッターの所属するベビーシッター事業者が運営する保育等施設の送迎でないこと。

- (4) 事故とは、ベビーシッターが請負先で乳幼児又は児童の保育や世話及び家庭から保育等施設への送迎を行っている間に、乳幼児等に負傷等又は財物損壊を与えることをいう。

I ベビーシッター事業者の責務等に関する事項

- 1 ベビーシッター事業者は、定款を完備しており、その目的欄にはベビーシッターの請負業務に関する事項を定めていること。なお、現状に即して定款の変更を行っていること。
- 2 ベビーシッター事業者は、法人登記を行っており、その目的欄にはベビーシッターの請負業務に関する事項を定めていること。なお、現状に即して登記の変更を行っていること。
- 3 ベビーシッター事業者は、過去5年間のベビーシッター業務において重大な事故がないこと。なお、事故の程度によっては、割引券を取り扱うことができない場合があること。
- 4 ベビーシッター事業者は、在宅保育サービスに関する賠償責任保険等に加入しており、その内容は、次の各号に掲げる事項を全て満たしていること。
 - (1) ベビーシッター業にかかる経営者の賠償補償保険
 - ① 対人賠償：1名1億円以上、1事故5億円以上
 - ② 対物賠償：1事故500万円以上
 - (2) ベビーシッター請負先児童にかかる傷害保険
 - ① 死亡・後遺障害保険金額：1口100万円以上
 - ② 入院保険金日額：1口1,500円以上
 - ③ 通院保険金日額：1口1,000円以上
- 5 ベビーシッター事業者は、ベビーシッター等従業者の労働条件及び福利厚生に関し、社会保険（労働保険を含む）の加入等、労働関係法令及び社会保険関係法令を遵守していること。
- 6 ベビーシッター事業者は、個人情報を取り扱う事業者として、個人情報の管理に万全を期すため、個人情報の保護に関する規定を定めており、ベビーシッターに対する教育指導の実施及び関係書類・データの管理保管を徹底していること。
- 7 ベビーシッター事業者は、パンフレット及び諸媒体を利用して自社の営業広告、求人広告等を行う場合には、事実と異なる内容、誇大な表現及び誤認の可能性があるような表記等、不適切な広告を行わないよう十分に留意し、正確かつ公正に広告活動を行っていること。
- 8 ベビーシッター事業を行う経営者又は事業所等において経営者に代わり在宅保育サービスに係わる事業部署を統括する者（以下「経営者等」という。）は、次に掲げ

る要件を全て満たす者であること。

- (1) 在宅保育サービスの経営について、1年以上の経験を有している者であること。
- (2) 地方公共団体等が実施するベビーシッター事業に関する経営者研修又はこれに相当すると協会が認める研修を修了し、その研修記録を保管していること。ただし、ベビーシッター事業に関する経営者研修を修了していない者にあつては、直近に実施される経営者研修の受講を予定している者で、受講後に修了証又はその研修記録を提出すること。
- (3) ベビーシッター事業をはじめとする法人事業の決算状況について詳しく分析し、経営改善計画や中長期経営計画等を策定するなど、経営安定化に努めていること。

II ベビーシッターサービスの提供及び利用等に関する事項

- 1 ベビーシッター事業者は、サービス提供に関しては、次の各号に規定された内容が含まれているサービス利用に関する規約（以下「利用規約」という。）を完備していること。
 - (1) サービスの提供がベビーシッター事業者の請負によるものであること。
 - (2) 在宅保育サービス内容及び料金体系
 - (3) 在宅保育サービスにおける事故の際の保険等による対応及びベビーシッター事業者の免責事由
- 2 ベビーシッター事業者は、パンフレット等顧客向け案内資料を整備しており、これに在宅保育サービスの業務内容、費用等を明示して利用者に説明していること。
- 3 ベビーシッター事業者は、利用者との間に業務請負契約書を取り交わしていること。なお、利用者が利用規約の規定内容に同意の上、利用申込書によるサービスの申込みを行い、ベビーシッター事業者がこれを受諾する旨の通知書を交付している場合においては、当該利用規約、利用申込書及び通知書により請負契約が成立するものであること。
- 4 ベビーシッター事業者は、予約・手配表又は予約受付簿等利用者の予約とベビーシッターの手配状況が確認できるものを備えていること。
- 5 ベビーシッターは、在宅保育サービスの実施に際し、保育内容等についての記録（以下「保育記録」という。）を作成していること。
- 6 ベビーシッター事業者は、ベビーシッターの業務遂行状況を把握するため、保育記録ほか、業務に関し必要な事項についての記録（業務記録）を保管するとともに、団体が求める書類を提出すること。
- 7 ベビーシッター又はベビーシッター事業者は、利用者の求めに応じて保育記録について報告又は開示していること。

Ⅲ ベビーシッターの労働環境等に関する事項

- 1 ベビーシッター事業者は、ベビーシッターの労働条件及び福利厚生に関して、労働関係法令及び社会保険関係法令を遵守し、その勤務状況に応じて社会保険（労働保険を含む）に加入していること。なお、特別な理由により、労働者災害補償保険への加入が困難な場合は、相当する民間の傷害保険等に加入していること。
- 2 ベビーシッター事業者は、ベビーシッターに関する就業規則を定めると共に、ベビーシッターの就労に関する契約書を取り交わし、その契約条項の不履行がないこと。なお、特別な理由により、就業規則によることが困難な場合は、契約書又は通知書等に、ベビーシッターの指揮命令権はベビーシッター事業者にある旨の記載をし、労働基準法等に準拠した内容の労働条件を明示していること。

Ⅳ 在宅保育サービスの質の向上等に関する事項

- 1 ベビーシッター事業者は、次に掲げる事項を盛り込んだ在宅保育サービスに関する業務マニュアル（以下「業務マニュアル」という。）を定めていること。
 - (1) 在宅保育業務に関する知識、子どもへの愛情、一般的マナーなどプロとしての基本姿勢に関する事項
 - (2) 自己管理や責任感、自己研鑽、プライバシー保護などプロとしての心構えに関する事項
 - (3) 訪問日時や場所、緊急連絡先、仕事内容などの訪問日前に確認すべき内容に関する事項
 - (4) 身だしなみや言葉遣い、マナー、電話応対等に関する事項
 - (5) 子どもに関する情報等保護者との打合せに関する事項
 - (6) 保育中における子どもとの接し方等に関する事項
 - (7) 保育中において留意すべき事項
 - (8) 保育を行う前の室内外の安全チェックに関する事項
 - (9) 保育記録に記載する内容や注意事項
 - (10) 保護者への保育記録の提示による保育内容等の報告に関する事項
 - (11) 会社への業務内容等の報告に関する事項
- 2 ベビーシッター事業者は、次に掲げる事項を盛り込んだ在宅の保育マニュアル（以下「保育マニュアル」という。）を定めていること。
 - (1) 子どもの発達段階における特徴等に関する事項
 - (2) 子どもの健康管理（症状と対処法等）に関する事項
 - (3) 乳幼児の保育（授乳、離乳食、睡眠、排泄、入浴、清潔、だっこ等）に関する事項

- (4) 子どもの遊び、遊ばせ方等に関する事項
- 3 ベビーシッター事業者は、次に掲げる事項を盛り込んだ事故防止等マニュアル（以下「事故防止等マニュアル」という。）を定めていること。
 - (1) 事故防止、安全最優先等シッターとしての心構えに関する事項
 - (2) シッティングをはじめる前の玩具、遊具等室内の安全確認に関する事項
 - (3) 室内、室外の安全確認チェックポイント（リスト）
 - (4) ケガや急病等における応急手当の方法（実践）に関する事項
 - (5) 「ヒヤリ、ハッと」時の事故防止意識の再確認等に関する事項
 - (6) 事故発生時における対処方法及び連絡体制に関する事項
 - (7) 地震、火災等の災害発生時における対処方法等に関する事項
 - (8) 事故等発生後における詳細な内容等の報告に関する事項
- 4 ベビーシッター事業者はベビーシッター研修の一環として、事故再発防止のための安全指導と事故防止に関する研修を実施し、その再発防止に努めていること。
- 5 ベビーシッター事業者は、研修計画を作成し、業務マニュアル、保育マニュアル及び事故防止等マニュアルを使い、ベビーシッターに対し、採用時及び採用後において年1回以上の研修を実施し、その研修記録を保管していること。
- 6 ベビーシッター事業者は、ベビーシッターに対し、自社で実施する研修のほか、自社以外の第三者が実施する新任研修及び現任研修についても、受講を奨励していること。
- 7 ベビーシッターは、保育の理論及び実践について研修を受けた者であり、在宅保育サービスに従事するベビーシッターのうち3分の1以上は、次の各号のいずれかに該当する者であること。
 - (1) 保育士、幼稚園教諭又は看護師の資格を有する者
 - (2) 児童福祉施設において1年以上児童の保育や世話に従事した経験を有している者
 - (3) 地方公共団体等が実施する新任研修、これに相当すると協会が認める新任研修又は5に規定するベビーシッター事業者の実施するそれに相当する新任研修を修了し、ベビーシッターとして、又は保育施設等の職員として1年以上児童の保育や世話に従事した経験を有している者